

安全法令ダイジェスト 改訂第5版

ポケット版 2013年7月22日第2刷 訂正箇所

テキスト版 2013年8月5日 第2刷 訂正箇所

※ポケット版テキスト版とも3刷より反映

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 64 表 下段 「解体用機械 機械重量 3 t 以上」欄 注意書き

【誤】

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機等も含めた新カリキュラムの未受講者は追加の講習が必要

【正】

- ・平成 25 年 7 月 1 日前に車両系建設機械（解体用）の技能講習（旧カリキュラム）を修了した人または同日時点で鉄骨切断機等の運転業務に 6 カ月以上従事していた人は、追加で新カリキュラムの講習を受講すれば可能
- ・平成 25 年 7 月 1 日前にブレーカの運転業務に就くことができる者は引き続き同業務に従事可能

P 102 下段 以下の内容に差し替え

【誤】

- **最大積載荷重の周知〈安衛則562条〉**
 - $W \leq 400\text{kg}/\text{スパン}$ (JASS 2.5.3) 建地最下部荷重 $W \leq 4.35\text{t}$ /標準枠 JASS 2.5.1 参照のこと
- **水平材〈安衛則571条1項5号〉**
 - 最上層及び5層以内ごとに水平材を設置
 - 作業床にする場合は全枠幅に敷込み
但し、簡易枠組足場〔枠幅 $W=60\text{cm}$ 主材 $\phi 42.7$ 〕の積載荷重 $W \leq 250\text{kg}/\text{スパン}$ (JASS 2)

きまりは
守るよ!



【正】

- **建枠の許容荷重（通常最下段枠）〈JASS 2.5〉**
 - 標準枠の場合 $4350\text{kgf}/1\text{枠}$ 、簡易枠の場合 $3500\text{kgf}/1\text{枠}$
- **1スパンあたりの最大積載荷重の設定〈JASS 2.5〉**
 - 標準枠 $W1200$ の場合 500kgf 以下、標準枠 $W900$ の場合 400kgf 以下
簡易枠 250kgf 以下、小規模工事用簡易枠の場合 200kgf 以下
- **最大積載荷重の労働者への周知〈安衛則562条〉**
- **水平材〈安衛則571条1項5号〉**
 - 最上層及び5層以内ごとに水平材を設置
 - 作業床にする場合は全枠幅に敷込み

きまりは
守るよ!



P 119 下図 右「布枠」部分に以下の説明を追加

最上層および5層以内ごとの箇所に設置。ただし、荷重、地盤等の条件を考慮してできるだけ密に設け、鋼管枠の層数が10を超える場合には全面にわたり設置

P 122 中央図 「水平つなぎ」部分 以下の説明を削除
(支保高さに関係なく設ける)

P 123 3行目 以下の説明を削除
・水平つなぎは支保工高さに関係なく2方向取り付け

P 123 中央図 「水平つなぎ」部分 以下の説明を削除
(支保高さに関係なく設ける)

P 184 1行目

【誤】別表1

【正】別表1 (略)

P 273 索引 右下

【誤】はい作業主任者……………223

【正】はい作業主任者……………233